



令和5年2月7日
大臣官房技術調査課

地盤情報を収集するデータベースを運営する実施主体を募集します

～ 官民が所有する地盤情報の共有化に向けて ～

国土交通省は、「地盤情報データベースに関する事務事業」について、実施希望者の有無を確認する目的で公示します。

国土交通省では、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会の「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」の答申（平成29年9月付）において、官民が所有する地盤情報を共有化し、収集した情報のプラットフォームを構築することとして、今後の方向性を示しました。

今般、答申に基づき、官民が所有する地盤情報の共有化の実現を図るため、公共工事等にて得られた地盤情報の収集・利活用を行うデータプラットフォームの構築・運営を目的とした、「地盤情報データベースに関する事務事業」の実施主体の公募を行います。

事業名 地盤情報データベースに関する事務事業
公示期間 令和5年2月7日（火） ～ 令和5年2月28日（火）
業務概要等 別紙及び参考資料を参照

<問い合わせ先>

○国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐 新井 雅史（内線 22345）
係長 上西 宏治（内線 22348）
代表： 03-5253-8111、直通： 03-5253-8125

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年2月7日

国土交通省大臣官房技術調査課長 見坂 茂範

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本事業は、社会資本整備審議会・交通政策審議会の「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」の答申（平成29年9月付）に基づき、官民が所有する地盤情報の共有化の実現を図るため、公共工事等にて得られた地盤情報の収集・利活用を行うデータプラットフォームの構築・運営を目的とする。

そのため、本業務の遂行にあたっては、地盤情報の収集・共有が可能なデータベース（以下、「地盤情報DB」という）の保有、及び地盤情報を検定するための技術を有している必要があることから、技術的要件等を兼ね備えている（一般財団法人）国土地盤情報センターを協定の相手方とする協定を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本事業の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との協定の締結手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 事業概要

(1) 事業名 地盤情報データベースに関する事務事業

(2) 業務内容

- ・国土交通省（以下、国という）の地盤情報の収集・利活用を行う地盤情報DBの運営、及び国以外の地盤情報の収集・利活用の検討
- ・地盤情報DBに収集する地盤情報の検定
- ・地盤情報DBに収集した国の地盤情報データの国土地盤情報検索サイト（以下、「KuniJiban」という）への提供

(3) 履行期限 令和10年3月31日

3. 事業期間

本事業の事業期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間とする。

4. 応募に関する条件等

本公募への応募に関する資格要件は、国で実施している企画競争における参加資格要件を準用し、応募する者は次の(1)～(6)までの全ての条件を満たすこと。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 企画提案書の提出時において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者、若しくは資格申請中の者であること。
- ③ 国土交通省本省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑤ 説明書の交付を受けた者であること。
- ⑥ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

II. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(2) 技術者等に関する要件

① 配置予定技術者の資格等

以下の資格のいずれかを有する者とする。外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣（総合政策局建設市場整備課）認定又は旧建設大臣認定（建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

- ・ 地質調査技士
- ・ 港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）
- ・ 技術士（総合技術監理部門-建設）
- ・ 技術士（建設部門）
- ・ 技術士（応用理学部門）
- ・ RCCM（建設関連部門）
- ・ 工学博士（建設関連分野）

なお、配置予定技術者のうち少なくとも一名は「地質調査技士」若しくは「港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）」の資格を有することとする。

・ 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定技術者は、平成24年度以降公示日までに完了した業務において〔1〕若しくは〔2〕の実績を1件以上有すること。

〔1〕 同種業務：地盤情報に関連する業務および運用に関連する業務の両方（同一業務でなくてもよい。）

〔2〕 類似業務：地盤情報に関連する業務

② 手持ち業務量

企画提案書提出時の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）

配置予定技術者（主たる担当者）については、令和5年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）の契約金合計が4億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、管理（主任）技術者や担当技術者等として従事している業務。

③ 平成30年度から令和3年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省発注業務の平均技術者評点が60点以上であること。ただし、国土交通省発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

(3) 設備・システムに関する要件

・ 国の地盤情報の収集・利活用を行う地盤情報 DB の運営、及び国以外の地盤情報の収集・利活用の検討

- ① 国の機械ボーリングで得られた地盤情報を対象とし、効率的に収集し利活用するための地盤情報 DB を構築する。対象とする具体的な地盤情報は、ボーリング柱状図、及び土質試験結果一覧表とする。
- ② また、国以外の機関が所有する地盤情報を収集することも検討することとし、国を含む地盤情報を提供した者については、地盤情報 DB に登録されている地盤情報の閲覧、及び2次利用を可能とする。
- ③ なお、災害発生時および復旧時には、地盤情報の提供者と協議を行った上、関連する地域内にある地盤情報を一般公開することができるものとする。
- ④ 提供を受けた地盤情報の公開・利活用等の運用など必要な事項について、別途、運用規程を定めるものとする。

・ 地盤情報 DB に収集する地盤情報の検定

- ① 協定締結後に得た地盤情報を、検定を実施した上で、地盤 DB に登録する。なお、KuniJiban に登録している地盤情報についても、地盤 DB に登録する。
- ② 検定する内容については、事業者において、適宜必要な項目を定めてよいが、別紙1に示す項目については必ず検定を行うものとする。
- ③ 事業者は、本事業の実施に要する費用（公租公課等を含む。）の全てを負担するものとする。国は、協定書等に特段の定めがある場合を除き、本事業にかかる費用の一切を負担しない。また、事業者は、運営に必要な諸費用をまかなう（本事業において利益は生じない）範囲で、地盤情報を提供する者から検定料金を徴収することができる。検定料金については国と協議により定めるものとする。

・ 地盤情報 DB に格納した国の地盤情報の KuniJiban への提供

地盤情報 DB で収集した国の地盤情報を KuniJiban の情報管理者に提供するものとする。

(4) 業務実績に関する要件

(4)-1. 地盤情報の公開に関する実績について

- ① 地盤情報に関するデータベースを有し、これまで収集・公開に関する取り組みを行ったことがある者。

- ② 災害発生時および復旧時に、関連する地域内にある地盤情報を一般公開したことがある者。
- ③ 地質調査技士若しくは港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）が複数名以上所属していること。

(4)-2. 過去の業務実績について

企画提案書を提出する者は、平成24年度以降に完了した業務において〔1〕若しくは〔2〕の業務の実績を1件以上有すること。

〔1〕 同種業務：地盤情報に関連する業務および運用に関連する業務の両方（同一業務でなくてもよい。）

〔2〕 類似業務：地盤情報に関連する業務

- ① 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第361号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
- ② 令和2年度から3年度末までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務における土木関係建設コンサルタント業務の平均業務成績が60点以上であること。ただし、100万円以上の国土交通省発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

(5) 業務執行体制に関する要件

- ① 緊急時の連絡体制が常に確保できること
- ② 障害発生等の緊急時には、夜間・休日も作業が行える体制を確保できること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省大臣官房技術調査課 電話：03-5253-8111

担当：上西／内線：22348／電子メール：uenishi-k82ac@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和5年2月7日から令和5年2月28日まで
- ② 場所 上記担当部局
- ③ 方法 上記担当部局より電子メール等により送付

※説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限 令和5年2月28日17時00分まで
- ② 場所 上記担当部局
- ③ 方法 上記担当部局へ持参、郵送又は電子メールにて提出すること。
- ④ その他

- ・持参、郵送の場合は、2部提出すること。
- ・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。
- ・電子メールの場合は、着信を確認すること
- ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Microsoft Word2016」 「Microsoft Excel2016」 「Adobe Acrobat Reader」
以前に限る。

- ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力10メガバイト以内とし、印刷時に規定

の枚数以下になるように設定を行っておくこと。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込書に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出の際に申し出ること。
- (7) その他の詳細は、説明書による。

(別紙1) 検定項目

分類	検定内容
ボーリング柱状図	・ボーリング数量の確認
	・地質調査技士登録番号の確認
	・標題情報（調査名、発注機関など）の確認
	・「ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説（平成27年6月 一般社団法人全国地質調査業協会連合会、社会基盤情報標準化委員会）」に則った様式であるかの確認
	・緯度経度、座標系の確認
	・岩種・土質区分、記事、試験結果の確認
土質試験結果	・地盤工学会が定めるデータシート様式「土質試験結果一覧表(基礎地盤)」、または「土質試験結果一覧表（材料）」に則った様式であるかの確認
	・標題情報（調査名、発注機関など）の確認
	・土質試験結果の試験数量、試験結果の確認

